

議案第 17 号

北九州市いじめ問題専門委員会委員の任命について  
北九州市いじめ問題専門委員会委員を次のとおり任命する。

令和 8 年 7 月 30 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成 26 年北九州市条例第 42 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、1 名の委員の退任に伴い、新たに委員を任命する必要があるので、この案を提出する。

## 北九州市いじめ問題専門委員会について

### 1 委員会の概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項において、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができると規定されたことを踏まえ、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号）に基づき、教育委員会に附属機関として設置しているもの。

### 2 所定事務

教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること
- (2) 学校におけるいじめに対する措置に関すること
- (3) いじめにより児童等の生命、心身等に重大な被害が生じる疑いがある場合など重大事態に関すること

### 3 設置年月日

平成26年6月25日

### 4 委員構成

- (1) 委 員 定数6人以内
- (2) 臨時委員 いじめ重大事態の調査審議のため、必要があるときに置く。
- (3) 対 象 学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

### 5 任期

- (1) 委 員 2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）
- (2) 臨時委員 調査審議が終了したときは解任される。

### 6 会議の開催

年3回程度

※臨時委員による「重大事態」等に関する会議は必要に応じて開催

北九州市いじめ問題専門委員会 委員

○退任する委員

【委員氏名等】

| 氏名    | 所属等       | 備考   |
|-------|-----------|------|
| 山下 潤子 | 福岡県臨床心理士会 | 任期満了 |

【任期】

令和7年2月12日から令和8年7月29日まで

○任命する委員

【委員氏名等】

| 氏名    | 所属等       | 備考 |
|-------|-----------|----|
| 山下 潤子 | 福岡県臨床心理士会 | 継続 |

【任期】

令和8年7月30日から令和10年7月29日まで

※臨床心理士の委員は、令和6年7月30日から令和7年2月11日まで  
欠員であったため、山下潤子委員1名のみ任期が異なっている。

北九州市いじめ問題専門委員会 改選後委員名簿（案）

（五十音順、敬称略）

| 職務等   |                                        | 氏名                                | 性別 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------|----|
| 学識経験者 | 精神保健福祉に精通する<br>学識経験者                   | <small>いまむら こうじ</small><br>今村 浩司  | 男  |
| 弁護士   | 刑事弁護、特に少年事件に<br>ついて経験豊富な弁護士            | <small>うえの なおき</small><br>上野 直生   | 男  |
| 保護者代表 | 市PTA協議会が推薦する役員                         | <small>ふじい みよ</small><br>藤井 身依    | 女  |
| 臨床心理士 | 児童生徒の臨床心理について高度に<br>専門的な知識と経験を有する臨床心理士 | <small>やました じゅんこ</small><br>山下 潤子 | 女  |
| 医師    | 北九州市医師会が推薦する医師                         | <small>やました ひろのり</small><br>山下 博徳 | 男  |
| 弁護士   | 刑事弁護、特に少年事件に<br>ついて経験豊富な弁護士            | <small>よしだ まい</small><br>吉田 麻衣    | 女  |

# 北九州市いじめ問題専門委員会条例

## ○北九州市いじめ問題専門委員会条例

平成 26 年 6 月 25 日

条例第 42 号

改正 令和 4 年 6 月 27 日 条例第 16 号

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）

第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 1 条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第 23 条第 2 項の規定による報告に係る事案に関すること。
- (3) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 特別の事項（前条第 3 号に掲げるものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(令 4 条例 16 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令 4 条例 16 ・ 一部改正)

(委員長)

## 北九州市いじめ問題専門委員会条例

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

4 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令4条例16・一部改正)

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。